

仕 様 書

1 件名

正面玄関自動扉開閉装置保守点検整備業務

2 目的

当支所正面玄関の自動扉開閉装置を正常かつ円滑に使用できるように、機械各部の点検整備及び修復を行うことを目的とする。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 履行場所

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所北海道支所
(札幌市豊平区羊ヶ丘7番地)

5. 保守施設

正面玄関両引分式自動扉2台 (ナブコ自動ドアDSN-75型)

- (1) 駆動装置
- (2) 制御装置
- (3) 扉懸架部
- (4) 操作部 (操作スイッチ・2次側配線)

6. 保守業務内容

- (1) 点検は、年2回 (9月、3月) とする。
- (2) 委託請負業者は前項の点検時期に技術者を派遣し、次の項目について点検調整を行わせなければならない。
 - 1 異常の有無の点検
 - 2 機器の清掃、注油及び一般調整
 - 3 機器の自然損耗部品の修復、部品交換及び調整
 - 4 機器の障害の修復及び分解整備
- (3) 保守対象物件において損耗した部品及びその交換費用、点検に必要な消耗材料費用を負担すること。ただし、下記の機械本体及び構成部品について、交換の必要が生じた場合は有償とし、当所の負担とするが、交換は必ず当支所の承認を得た後に行うこと。

- 1 駆動装置ユニット（モーター・ギヤユニット部）
- 2 コントローラユニット（制御部）ただし、基盤・リレーは無償とする。
- 3 検出装置本体（センサー部）（マットSW、電磁マットSW、熱感SW、光線SW、タッチSW、補助光電SW）
- 4 その他の消耗部品

（４）上記（１）の点検以外で、発注者から機器の異常が報告された際は都度点検を行うこととする。

※点検又は修繕を実施した際は、当該点検または修繕を記載した書面を提出すること。

7. 保守時間

原則として日曜日・祝日を除き受注者の就業時間内に行うものとする。ただし受注者の都合により発注者の承認を得た場合はこの限りではない。